## ■ ストレスチェック制度

- 労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度は、定期的に労働者のストレスの状況に ついて検査を行い、労働者自身のストレスへの気付きを促し、個々のストレスを低減する とともに、ストレスの高い者を早期に発見し、医師による面接指導を実施することで、メ ンタルヘルス不調を未然に防止することを目的としています。加えて、職場環境の改善に つなげることで、ストレスの要因そのものの低減に努めることを事業者に求めるものです。
- ストレスチェック及び高ストレス者への面接指導の実施については、平成27年12月に労働者数50人以上の事業場において義務化されました。また、令和7年5月に公布された改正労働安全衛生法により、労働者数50人未満の事業場にも義務化されます(公布後3年以内に施行)。

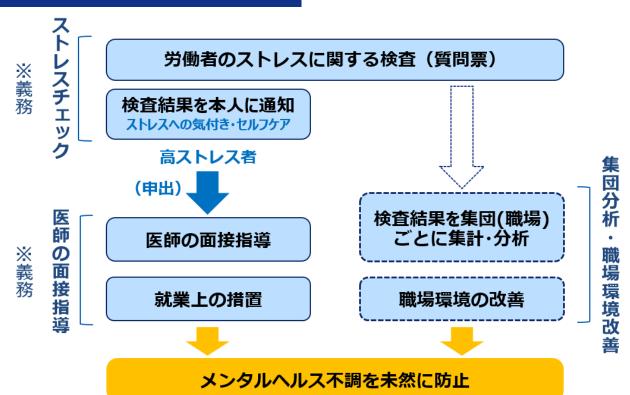
## ストレスチェックの実施

・常時使用する労働者に対して、年に1回、ストレスチェックを実施する必要があります。

## 面接指導の実施

- ・高ストレス者と選定された労働者から申出があったときは、医師による面接指導を実施する必要があります。
- ・事業者は、面接指導の結果に基づき、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときは、 就業上の措置を講じる必要があります。
- ※労働者数50人以上の事業場においては、ストレスチェックと面接指導の実施状況を労働基準監督署に報告する必要があります。

## ストレスチェック制度の流れ



※ 努力義務